平成２６年（フ）第１１５号
佐賀市東与賀町大字下古賀1348番地21
破産者　井上電気こと　井上　昭弘
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
山口県周南市児玉町２丁目５番地の１　三星児玉ハイツ208号、開始決定時の住所熊本県宇土市住吉町1926番地７
破産者　櫛引　洋子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０１号
宮城県塩竈市長沢町３番18号
破産者　赤間　亜弥
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
茨城県ひたちなか市大字中根1446番地
破産者　西野　修子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２３号
茨城県土浦市神立東２丁目13番５号
破産者　山崎　久子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３１号
茨城県土浦市川口２丁目９番33―806号　サンシャイン川口Ａ棟、前住所茨城県土浦市沖宿町567番地１
破産者　田上　和仁
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９８０号
名古屋市東区泉２丁目24番28号　ＫＤＸ泉レジデンス303号
破産者　西尾　裕子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１７号
名古屋市中村区鴨付町１丁目11番地の２　藤和シティホームズ鴨付弐番館406号
破産者　清水　守人
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９６号
名古屋市中区正木１丁目１番８号　リバーフロントレジデンス1302号、住民票上の住所名古屋市南区豊２丁目20番７号
破産者　中玉利梨香
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４２６号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地
破産者　竹内　淑惠
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５１号
仙台市若林区五橋３丁目１番３―2101号
破産者　加藤　義輝
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４００号
静岡県焼津市石津中町19番地の29
破産者　中野　　勝
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２６号
静岡市駿河区国吉田３丁目４番29号　リベルテ国吉田Ｂ棟、住民票上の住所静岡市清水区八坂西町16番13号
破産者　太田　吉則
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
静岡県藤枝市駅前３丁目４番１号　ＷＥＬＬＳＥＥ302号、旧住所愛知県丹羽郡大口町外坪１丁目136番地２
破産者　金森　俊雄
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４９９号
愛知県半田市白山町５丁目213番地の11、従前の住所名古屋市中村区若宮町１丁目28番地の８キャッスル若宮302号
破産者　安井慎太郎
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５２号
愛知県尾張旭市東名西町２丁目３番地　ライフステージ２
破産者　伊藤　昌秀
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２０号
京都市伏見区日野西風呂町６番地、前住所京都市伏見区日野西風呂町24番地１
破産者　平井　　淳
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係